

授業コード	JP42230010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	民事再生・会社更生法		
英語科目授業名	Civil Rehabilitation, Corporate Reorganization		
科目ナンバー	JAAPP9919	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	溝渕 雅男		
科目の主題	事業再生は、複数の利害を適切に調整して事業を再生させることで、事業に携わる利害関係人の経済的価値の保護を図るものである。民事再生法は法的再生手続の基本となる法律であり、事業再生に関与する法律実務家としてはその内容を理解しておかなければならない。会社更生法は比較的大規模な企業を想定した手続であり、民事再生法と比べると利用例が少ないことから、民事再生法を中心としつつ適宜会社更生法の内容を紹介する。		
授業の到達目標	受講者が民事再生法の基本的な概念を理解し、実務を取り扱う際に最低限必要な知識を習得すること。		
授業内容・ 授業計画①	<p>(1) 事業再生手法の概要（私的整理・法的整理） 事業再生のために用いられる各手法を紹介する。各手法の特徴や手続選択の要点等を説明する。</p> <p>(2) 民事再生手続の流れ 申立てから再生計画の履行まで、民事再生手続の全体的な流れを概観する。</p> <p>(3) 民事再生手続の特徴と機関 民事再生手続の特徴を、破産法・会社更生法との比較を交えて解説する。また、民事再生手続に登場する機関について、その位置づけや役割も説明する。</p> <p>(4) 民事再生手続の開始決定 民事再生手続開始決定の効力や再生債務者の地位・役割等について、解説する。</p> <p>(5) 民事再生手続と双方未履行双務契約 民事再生手続において双方未履行の双務契約はどのように扱われるかについて解説する。破産と異なる規定が適用される契約類型を中心に取り上げる予定である。</p> <p>(6) 民事再生手続における担保権の処遇 民事再生手続における担保権の取扱いや、担保権者と締結する別除権協定の内容等について解説する。</p> <p>(7) 再生手続における財産評定 財産評定の意味・内容につき解説する。</p> <p>(8) 否認権、法人の役員の実行責任 民事再生手続における否認権行使の主体、手続等について解説する、また、法人の役員の実行責任追及についても解説する。</p> <p>(9) 相殺権 民事再生手続における相殺権行使の概要、相殺禁止に関するルールについて解説する。</p> <p>(10) 債権の種類・優先順位、再生債権の届出・調査・確定 再生債権・共益債権・一般優先債権の概念、弁済に際しての優先順位等を解説する。また、再生債権の届出・調査・確定の各手続につき説明する。</p> <p>(11) 再生計画の内容、提出・決議・認可 再生計画に定めるべき内容、再生計画の提出・決議・認可に至る手続や認可の要件等について解説する。</p> <p>(12) 再生計画の履行・変更・取消し 再生計画の履行確保のための手続、再生計画の変更の要件・手続、再生計画の取消に関する要件・手続等について解説する。</p> <p>(13) 牽連破産（再生手続の廃止と破産手続への移行） 再生手続から破産手続に移行する場合、どのような問題が生じるかについて解説する。</p> <p>(14) 個人再生手続 個人再生手続の特徴を、通常再生手続と比較しながら解説する。</p> <p>(15) 期末試験</p>		
事前・事後学習の内容	予習としては、講義の対象範囲のレジュメを予め一読しておくことを勧める。復習に重点を置き、民事再生法を自学自習で身につけるための基礎体力を身につけてもらいたい。		
評価方法	絶対評価 平常点20%、期末試験80%		

受講生へのコメント	私自身、事業再生にとってもやり甲斐を感じて実務に取り組んでいます。皆さんも、是非、事業再生の分野に一歩足を踏み入れて下さい。
教材	担当教員が作成・配布する「民事再生法・会社更生法レジュメ」を用いる。 参考書としては、伊藤真『破産法・民事再生法〔第4版〕』（有斐閣・2018）、松下淳一『民事再生法入門（第2版）』（有斐閣、2014）、園尾隆司＝小林秀之『条解民事再生法（第3版）』（弘文堂・2013）、伊藤真＝松下淳一編『倒産判例百選（第5版）』（有斐閣・2013年）等がある。 その他、適宜、講義において紹介する。